

静岡県告示第209号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

長岡左近山 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
伊豆の国市		長岡	左近山	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域	
				1325-6	1号
				1325-5	2号
				1325-1	3号
				1325-1	4号
				1325-1	5号
				1325-8	6号
				1325-4	7号
			右近左近	1144-3	8号
				1144-3	9号
				1145-1	10号
			左近山	1146-3	11号
				1146-3	12号
				1325-11	13号
				1325-11	14号
				1325-11	15号
				1325-11	16号
			1325-7	17号	